

大口町告示第100号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部
を改正する要綱

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年大口町告示第123号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16号」を「第14号」に、「第17号及び第18号」を「第15号及び第16号」に、「第14号」を「第12号」に改め、第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第18号まで2号ずつ繰り上げる。

第9条第2項中「6月30日」を「7月31日」に、「6月分」を「7月分」に改める。

別表対象サービスの欄中「・介護予防通所介護」及び「・介護予防訪問介護」を削る。

様式第3中

1 訪問介護 2 通所介護 3 短期入所生活介護 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 夜間対応型訪問介護 6 認知症対応型通所介護 7 小規模多機能型居宅介護 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 9 複合型サービス 10 介護福祉施設サービス 11 介護予防訪問介護 12 介護予防通所介護 13 介護予防短期入所生活介護 14 介護予防認知症対応型通所介護 15 介護予防小規模多機能型居宅介護

を

1 訪問介護 2 通所介護 3 短期入所生活介護 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 夜間対応型訪問介護 6 地域密着型通所介護 7 認知症対応型通所介護 8 小規模多機能型居宅介護 9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 10 複合型サービス 11 介護福祉施設サービス 12 介護予防短期入所生活介護 13 介護予防認知症対応型通所介護 14 介護予防小規模多機能型居宅介護 15 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る） 16 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）

に改める。

様式第6中

「

- 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護です。

を

」

に改

- 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）です。

」

める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付された社会福祉法人等利用者負担軽減確認証で有効期限が「平成31年6月30日」と記載されているものの有効期限は「平成31年7月31日」と読み替えるものとする。